資料１

# 吉川駅南口―新三郷駅西口線の代替交通の運賃等について

## １　運賃協議の概要

令和８年３月３１日をもって、メートー観光株式会社が運行する路線の廃止を行うこととなりました。この報告を受け、三郷市・吉川市の２市の協力により、メートー観光株式会社の運行していた路線バスの代替交通として、吉川駅南口と新三郷駅西口を結ぶ新たな路線バスを運行するにあたり、その運賃等について協議を行うものです。

## ２　運賃設定の内容

（１）運賃案

| 区分 | 運賃 | 備考 |
|---|---|---|
| 大人 | ２２０円 | 中学生以上 |
| 小児 | １１０円 | ６歳から１２歳の小学生 |
| 幼児 | 無料 | ・６歳未満（ただし就学前の６歳を含む）<br>・幼児１名のみの乗車の場合は小児運賃。大人または小児１名につき、幼児２名まで無料。３人目以降は小児運賃 |

※全区間均一の運賃とする。

| 割引運賃 |
|---|
| 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とその介助者１名は半額とする。 |

※料金計算上生じた端数は、10 円単位に四捨五入する。

| 回数券料金 | | |
|---|---|---|
| 区分 | 購入額 | 利用可能額 |
| 回数券① | 5,000 円 | 5,500 円【割引率１割】<br>（150 円券 25 枚・100 券 10 枚・50 円券 10 枚・20 円券 10 枚・10 円券 5 枚綴り） |
| 回数券② | 3,000 円 | 3,300 円【割引率１割】<br>（150 円券 15 枚・100 券 5 枚・50 円券 5 枚・20 円券 10 枚・10 円券 10 枚綴り） |
| 回数券③ | 2,000 円 | 2,200 円【割引率１割】<br>（100 券 10 枚・50 円券 10 枚・20 円券 20 枚・10 円券 30 枚綴り） |
| 回数券④ | 1,000 円 | 1,100 円【割引率１割】<br>（100 券 5 枚・50 円券 5 枚・20 円券 10 枚・10 円券 15 枚綴り） |

（２）運賃を適用する路線

新三郷駅西口 - 吉川駅南口線

（３）適用の適用期間

令和８年４月１日から

（４）運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の名称

マイスカイ交通株式会社（道路運送法第４条運行事業者）

（５）運賃設定の考え方

三郷市内の「新三郷駅西口」「五街区」「みさと団地」において、新たに運行する路線バスと、他の民間の路線バスの停留所が重複することとなりますが、同じ区間の運行に対して、運賃に乖離が生じることから、重複する区間の民間バス事業者との競合を避けるため、民間バス事業者の初乗運賃に合わせて運賃を設定しようとするものです。

**民間路線バスとの競合状況**

| | 現行（ﾒｰﾄｰ観光） | 東武バスセントラル | マイスカイ交通 | 埼玉観光 |
|---|---|---|---|---|
| 運賃（大人） | 初乗１７０円 | 初乗２００円（２２０円に変更予定） | 初乗１６０円 | 初乗１８０円（２２０円に変更予定） |




■コミュニティバスの導入に関するガイドライン（国土交通省）

(4) 運賃及び料金等

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う場合の運賃及び料金については、**他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、**財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び**持続的な運行が可能であること**につき、十分に検討する必要がある。

## ３　運賃（案）に対する意見募集

（１）実施概要

道路運送法第９条第５項の規定に基づき、以下のとおり意見募集を実施した。

①募集期間　令和７年１２月２６日から令和８年１月１５日まで

②周知方法　三郷市ホームページ・吉川市ホームページ、メートー観光で運行する路線バス車内での掲示

③提出方法　郵送、持参、FAX、電子メール

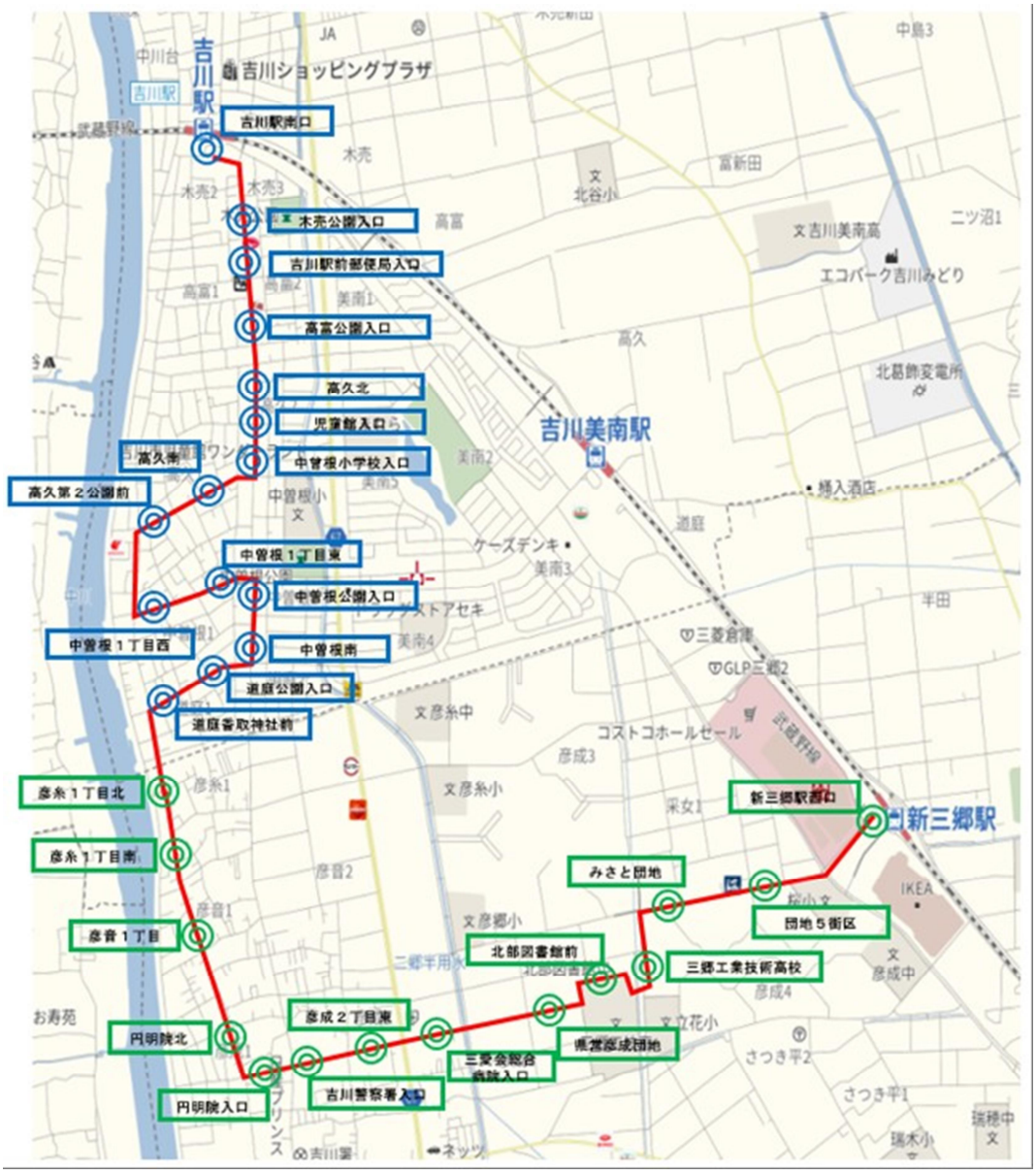
（２）実施結果

意見募集の結果、別紙のとおり意見の提出があった。（２０件）

## ４　その他

いずれの区間の乗降に際し、全て定額であることから、「運行経路、ダイヤ」に軽微な変更が発生した場合に、運賃等に関する再度の協議は行わない。

## 参考（運行経路）



参考（メートー観光株式会社　M1 系統運賃三角表）

